

第八回

幌延町議会

(臨時会)

例の設定について

町長、副町長、議会議員、教育長の12月に支給される期末手当の額を100分の185から100分の165に改めました。

第九回

幌延町議会

(定例会)

を結ぶこととしました。
(7ページ参照)

▼議案第2号

辺地に係る公共的施設の総合整備事業計画の変更について

計画に、町道中問寒6号線橋梁改修事業及び町道問寒13号線橋梁改修事業を追加しました。

を提供することが明らかに本人の利益になると認められるとき。」を加えました。

▼議案第4号

特定事業用設備新設等の設定について

過疎地域自立促進特別措置法に基づき、固定資産税の特例について定めました。

を提供することが明らかに本人の利益になると認められるとき。」を加えました。

▼議案第5号

地域活性化に関する条例の設定について

電柱や広告塔、標識などで道路を占用する場合の料金を減額しました。

幌延町議会

(臨時会)

第8回幌延町議会(臨時会)は11月29日に開会され、承認1件、議案2件、陳情1件、意見案2件を原案どおり可決し、同日閉会しました。議決された案件は、次のとおりです。

▼承認第1号

専決処分の承認を求めるについて(平成22年度幌延町一般会計補正予算(第3号))

会から「幌延町議会議員の定数削減を求める陳情」がありましたので、万4千円の新規計上について、専決処分しました。

▼議案第1号

条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

人事院の勧告を受け、町職員の給与を40歳代以上は平均0・1%、55歳以上で給料表6級の職員は1・5%減額。また、12月の期末勤勉手当についても、現行の2・2月分から2・0月分に引き下げるなどの改定をしました。

▼陳情第1号

幌延市街地区連合町内会から「幌延町議会議員の定数削減を求める陳情」がありましたので、

総務文教常任委員会に付託し、審査することとしました。

町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

幌延市街地区連合町内会から「幌延町議会議員の定数削減を求める陳情」がありましたので、

総務文教常任委員会に付託し、審査することとしました。

幌延町民憲章を制定しました。(6ページ参照)

▼議案第1号

幌延町民憲章の制定について

幌延町民憲章を制定しました。(6ページ参照)

定住自立圏の形成に関する協定の締結について

幌延町議会議員の定数削減を求める陳情がありましたので、

総務文教常任委員会に付

託し、審査することとしました。

▼議案第1号

条例の一部を改正する条例

第9回幌延町議会(定期会)は12月20日に開会され、決議案1件、議案2件、陳情1件、意見案2件、発議3件を原案どおり可決し、12月21日閉会しました。議決された案件の主なものは、次のとおりです。

例の設定について
職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について

幌延町個人情報保護条例の設定について
幌延町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の設定について

幌延町生涯学習センター条例の設定について
幌延町生涯学習センターの供用開始に伴い、問寒別生涯学習センターに変更します。また、センターの使用料等を決めました。(広報2月号で詳くお知らせします。)

